

～申請から支払いまで～

① 特定福祉用具購入についてケアマネジャー等に相談

ケアマネジャーや特定福祉用具販売事業所の専門相談員と相談

(福祉用具サービス計画の作成)

※用具の破損などで再購入を検討される場合は必ず事前に介護保険課資格給付係までご相談ください。詳しくはQ&Aをご確認ください。

② 購入支給対象となる福祉用具を購入し、領収書を受領

支給の対象となるのは、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所で購入されたものに限りです。（指定事業者以外から特定福祉用具を購入した場合、購入費の支給を受けることはできません。）

※福祉用具情報システム(TAIS 公財テクノエイド協会)で「購入」マークを確認ください。

③ 支給申請

【提出書類】〔●償還払、受領委任払で提出、▼受領委任払で提出、○必要に応じて提出〕

● 居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書（償還払・受領委任払の選択欄があります）

● 領収書（商品名、価格など領収金額の内訳がわかる本人名義の原本）

● 特定福祉用具の概要・TAISコードがわかるパンフレットやカタログなど（写しも可）

▼ 受領委任払申請書兼委任状（受領委任払の場合）

○ 配置図・間取り図（スロープの購入を選択した場合）

- ・支給申請書の「福祉用具が必要な理由」に、どこに、何のために設置するのも記載する。
- ・配置図は、各部屋の間取り、動線、スロープを設置した位置等を示し、上記理由を補足するもの。
- ・前回購入する等、既存のスロープがある場合は、その位置も示してください。

○ 委任状（口座名義人が申請者と異なる場合）

○ 申立書（被保険者が死亡している場合）

○ 図面（オーダーメイドの用具購入の場合）

○ 医学的な所見の確認書類（排泄予測支援機器を購入の場合）

- a. サービス担当者会議等における医師の所見
- b. 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- c. 個別に取得した医師の診断書
- d. 介護認定審査における主治医の意見書の写し

（岡山市介護保険の要介護認定等における情報提供制度により、

被保険者が「知る権利」に基づき自己に係る個人情報収集のために開示を請求したもの）

○ 排泄予測支援機器確認調書（排泄予測支援機器を購入の場合）

岡山市

提出書類の申請後、購入された福祉用具が日常生活の自立を助けるために必要であると岡山市が認めた場合、おおむね30日後に福祉用具購入費を支給します。申請者に支給決定通知書を送付します。受領委任払の場合は、委任された方に支払額を通知します。支給の対象となる金額は、同一年度内10万円（税込）を上限とします。支給金額は介護保険負担割合に応じた金額となります。

《受付窓口》 介護保険課・各福祉事務所介護サービス係・各支所

【お問い合わせ先】

岡山市役所介護保険課資格給付係

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話（086）803-1241